

○漁業法

(遊漁規則)

第一百七十条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

○水産業協同組合法

(総会の決議事項)

第四十八条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約、資源管理規程、信用事業規程及び共済規程の設定、変更及び廃止
- 三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 四 経費の賦課及び徴収の方法
- 五 事業の全部の譲渡若しくは第十一条第一項第五号若しくは第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するもの（以下「包括移転」という。）に限る。）
- 六 財産目録又は計算書類及び事業報告
- 七 毎事業年度内における借入金の最高限度
- 八 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更
- 九 漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止
- 十 漁業権又はこれに関する物権に関する不服申立て、訴訟の提起又は和解
- 十一 沿岸漁場管理規程の制定、変更及び廃止
- 十二 育成水面の設定、変更及び廃止
- 十三 育成水面利用規則の制定、変更及び廃止
- 2 定款の変更（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の認可の申請があつた場合には、第六十三条第二項、第六十四条及び第六十五条の規定を準用する。
- 4 組合は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。
- 5 共済規程の変更のうち、軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとするができる。